

No 333

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	景観指導・協議	開始年度	平成 14 年度
所属	街づくり支援部開発指導課景観指導係		
所管課長	街づくり支援部開発指導課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	③ 地域特性を生かした魅力のあるまち並み景観の形成		

事業概要

事業の目的	景観条例に基づく事前協議に対して、都市景観に学識を有する景観アドバイザーの助言を踏まえ、必要な助言、指導を行うことで、地域特性を生かした良好な景観の保全や創出に資する計画となるよう誘導を図ります。
事業の対象	①一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ②一定規模以上の工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更
事業の概要	高さや延べ面積が一定規模以上の建築物、工作物等の事業計画について、事業者は、各種申請手続に入る前段階において、区に対して、景観に関する事前協議書を提出します。区は、アドバイザー会議を実施(24回/年)し、都市景観に学識を有する景観アドバイザーから事前協議書の内容について助言を受け、その助言を基に区が事業者に対して指導等を行うことで、良好な景観の保全や創出に資する計画となるよう、効果的かつ納得性の高い誘導を図ります。
根拠法令	景観法、港区景観条例

事業の成果

指標	指標1	事前協議件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	120	119	99.2%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	150	177	118.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	180	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	平成27年度に改定した景観計画の運用の開始により、事前協議の件数が大幅に増加しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,041	2,041	0	0	0	0	0	0	2,041	2,009	98%
平成28年度	2,029	2,029	0	0	0	0	0	0	2,029	1,980	98%
平成29年度	2,068	2,068	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	アドバイザー会議の運営に当たり、1回当たりの審議件数をより多く実施できるよう、事前に該当の資料を配布するなど、効率的に会議を運営することで、会議に要する報償費の抑制を図っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	制作技術や映像技術の進展によって、屋外広告物の表現方法や媒体の多様化が進んでいます。東京2020大会の開催に向け、質の高い都市空間の形成やまちの魅力の更なる向上が求められています。 ・平成30年度から、新たに屋外広告物の景観誘導に取り組みます。 ・屋外広告物の景観誘導については、400件程度の件数が見込まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区のうち20区が景観行政団体となっており、同様の指導、誘導に取り組んでいます。他の団体による、同様の指導、誘導等は行われていません。
区関与の必要性（実施する必要性）	区は、景観法に基づいた行為の届出制度を活用した指導、誘導を行っています。この届出は、景観行政団体の長（区長）に届け出ることとされており、景観行政団体である区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	区は、平成27年12月に港区景観計画を改定し、「屋外広告物の表示等に関する配慮事項」を拡充しましたが、配慮事項の考え方と具体的な方法の明確化や実効性の高い誘導方策が課題となっていました。 このため、区は、平成29年6月に港区屋外広告物景観形成ガイドライン（素案）を新たに取りまとめました。今後、区民意見の募集や説明会の開催等を踏まえ、平成29年12月の同ガイドラインの策定及び平成30年4月の運用開始を目指しています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	建築物や工作物等のほか、新たに、屋外広告物の表示を事前協議の対象として追加し、景観形成の着実な推進を図ります。 事前協議の対象範囲を拡大することに伴い、申請件数の増が見込まれることから、景観アドバイザー会議の開催回数を増加し、迅速かつ適切な景観指導、協議の機会を確保します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	地域特性を生かした良好な景観の保全や創出が求められています。
② 効果性	4	都市景観に学識を有する景観アドバイザーの助言を踏まえた助言、指導を行っていることから、対象事業者が区からの助言、指導に対して適切な対策を講じるなど、良好な都市景観を形成する上で、効果が表れています。
③ 効率性	4	景観に関する助言、指導を受ける対象事業者には、屋外広告物の許可申請等の他の申請手続と合わせて実施できるよう効率的な仕組みを構築しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	● 拡充	○ 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	【拡充の概要】 1 屋外広告物の表示等を、事前協議の対象として追加します。 2 事前協議の手続きを担保するため、手続きの不備に関して、公表の規定を追加します。 3 行為完了の報告の対象に、屋外広告物の表示を追加します。 4 景観アドバイザー会議の開催回数を増加します。 （現行）建築物等対象24回/年 （拡充後）建築物等対象24回/年+屋外広告物対象50回/年 港区においては、景観資源が蓄積され、住宅地や賑わいのある街並みなど、個性的で多様な街並みが形成されているため、きめ細かい誘導により、景観形成を進める必要があります。 このため、区は、平成29年6月に港区屋外広告物景観形成ガイドライン（素案）を新たに取りまとめ、今後、区民意見の募集や説明会の開催等を踏まえ、平成29年12月の同ガイドラインの策定及び平成30年4月の運用開始を目指しています。 同ガイドラインの策定、運用に伴い、本事業は拡充とします。
--	---